



### 精神なき専門人、心情なき享楽人の行方を忖度する

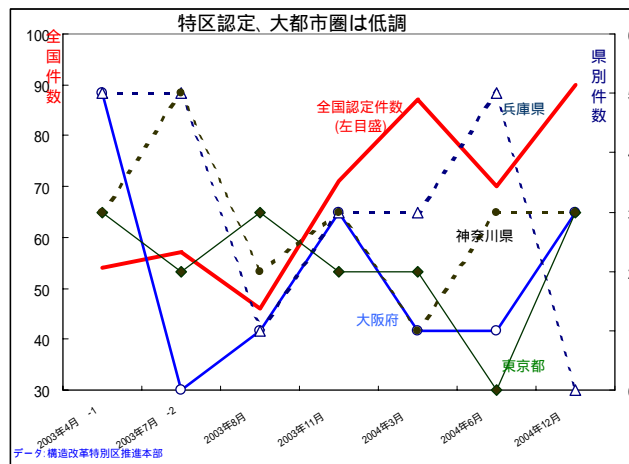
2月は確定申告が始まる月だ。源泉徴収されている給与所得者であっても、還付で関心を高める人が増えている。来年1月から定率減税が縮減されるので、納税者は支出には厳しい態度を維持するように、一層、気を引き締めるかも知れない。消費面からの景気刺激はなお困難だ。

これを打開するためには、経済活性化策が欠かせない。その施策の一つが構造改革特区だ。「経済活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である」。そんな目的を携えて始まった構造改革特区は、来月に第7回の選定が発表される。方向性を出すことは、希望へと繋がる効果がある。

17日の中部国際空港の開港は、3月25日の愛知万博開幕へと続く存在感高揚の前哨戦。大阪圏を抜き去る経済力をつけてきた名古屋圏への注目を一層高めることになるだろう。その愛知県での特区認定件数は13件。大阪府と同件数だが、大阪の1件は京都、奈良との共同なので実質的には愛知が件数で上回っている。巨大地場産業とその高度化から学ぶべきものが2月からはっきりしてくる。だが、そこから学ぶものは人材育成など、時間を要するものが多いかも知れない。

### 大都市圏では人気が高い教育特区策

構造改革特区は昨年12月に6回目の認定が行なわれた。これまでに取り消されたもの



のを差し引けば認定件数は475件になる。件数が多いのは長野県、これに北海道が続いている。東京は神奈川よりも少なく、愛知よりも1件多いだけで同水準。大阪は、愛知よりも1件少ない12件だ。

全国の分野別で最も多いのは教育関連。全体の2割を占め

ている。特区の中で教育関連は大阪で3分の1、東京では4割を占めていることから、都会地で強い性向を持っているといえる。

ただ、その中身では幼少期からの人格形成や潜在的能力の育成を目指すものが多く、職業人教育への取組みは少ない。例えば、池田市の「教育のまち池田」、寝屋川市の「小中学校英語教育」、美原町の「小中一貫キャリア教育」などで、職業人教育としては大阪市の「ビジネス人材育成」特区があるくらい。当然のことだが、幼年期教育は長期の

視点からは欠かせない重要な課題だとは言え、その成果が見えてくるまでには長い時間を必要とする。

発想が類似している特区の中身

小売業の正月開業がそうであったように、事業者にとって即効性がある収益拡大策

申請主体	特区名称	特定事業名
大阪府	国際交流	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業
大阪市	国際交易	臨時開庁手数料軽減による貿易促進事業 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
神戸市	国際みなと経済	臨時開庁手数料軽減による貿易促進事業 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業 外国人研究者受入れ促進事業 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 外国人情報処理技術者受入れ促進事業 学校設置会社による学校設置事業 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
東京都	国際港湾	臨時開庁手数料軽減による貿易促進事業 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
神奈川県	国際臨空産業・物流	臨時開庁手数料軽減による貿易促進事業 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
川崎市		
横浜市	国際物流	臨時開庁手数料軽減による貿易促進事業 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業

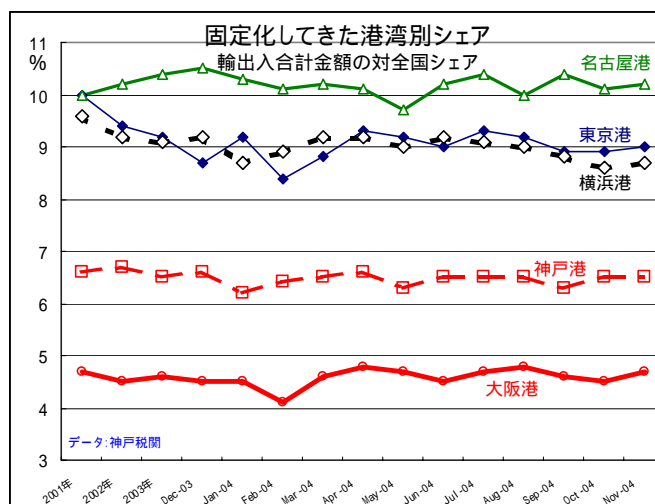
データ：構造改革特別区域推進本部

は営業時間の延長と、安売りによる価格競争だ。物流の場合で言えば、取扱時間の延長と手数料割引がこれに当る。

この点で、成果がすぐに出てこない教育とは異なり、物流サービスの特区では即効性を出しやすいといえる。惜しむらくは、各港湾が同音同曲を奏でようとしていることだろう。

港湾物流では、シェアに変化が生じていない

「平日20時から21時などの現在利用の少ない時間帯においても、潜在需要を喚起し、



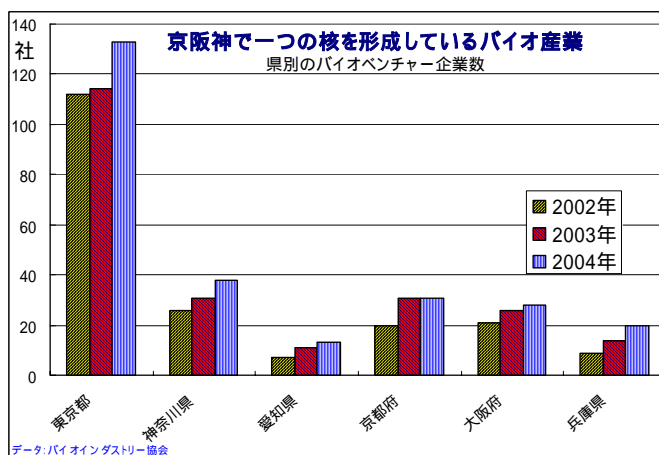
貿易の促進を図る」(「国際みなと経済特区計画」2003年4月3日) 計画が目論まれていた特区だったが、直近の動きを見る限りはこれによって特定港の貿易額が拡大した実感はない。同様な施策を各港湾が採用した結果、シェアは固定化したままになっている。港湾の競争力は設備以上に、運営の仕組みにかかっている。運営改革への取組みが、主要港共通の動きになっているのならば、「特区」にだけ「権益」を開放する意味は薄いだろう。

競争力は設備以上に、運営の仕組みにかかっている。運営改革への取組みが、主要港共通の動きになっているのならば、「特区」にだけ「権益」を開放する意味は薄いだろう。

バイオのメッカを目指す京阪神

京阪神が、一つの核となる可能性がある産業分野の一つにバイオ産業がある。歴史的に、医薬品製造会社が多く、大阪は医薬品の生産額が全国首位であることもあって

この地域がバイオ関連の拠点となることへの違和感は薄い。



バイオインダストリー協会が1月17日に公表した資料(『2004年バイオベンチャー統計調査報告書』)によれば、バイオベンチャー企業は東京に蝟集しているが、全体としてみれば京阪神地域も一つの集積地になっている。人口百万人当りで見れば、京都府は東京都よりも企業数が多い

(この調査ではSMO、CRO、医療機器、殺菌・抗菌・消毒技術を対象外としている)。

ただ、バイオ産業は教育と良く似ている。成果を得るまでの時間が長いからだ。その意味で、バイオ産業の育成策は、即効性がある産業振興とはなりにくい。短期的な景気浮揚には繋がらない。

### バイオ産業が要請している緩和の出身

昨年末の第6回の認定までで、構造改革特区として承認されたバイオ関連特区は全部で15件(当社調べ)。このうち、茨木市、吹田市、豊中市を対象としている大阪府のバ

特区名	申請主体
札幌ベンチャー創出特区	北海道、札幌市
鶴岡バイオキャンパス特区	鶴岡市
新産業創造拠点化推進特区	石川県、辰口町
つくば東海・日立知的特区	茨城県
千葉県新産業創出特区	千葉県
京浜臨海部再生特区	神奈川県、横浜市
先端健康産業集積特区	静岡県
琵琶湖南部エリア大学研究新産業創出特区	滋賀県、大津市、草津市
けいはんな学研都市知的特区	京都府、大阪府、奈良県
知の創出・活用特区	京都市
バイオメディカルクラスター創成特区	大阪府
先端医療産業特区	神戸市
糖質バイオクラスター特区	香川県
広島研究開発・創業特区	広島県、広島市、呉市、東広島市
久留米アジアバイオ特区	福岡県、久留米市

IGC Research

イオメディカル・クラスター創成特区の場合、特別に緩和される規制は、国立大学教員の勤務時間内兼業、外国人研究者の受入促進、外国人の入国、在留申請の優先処理、外国人永住許可の弾力

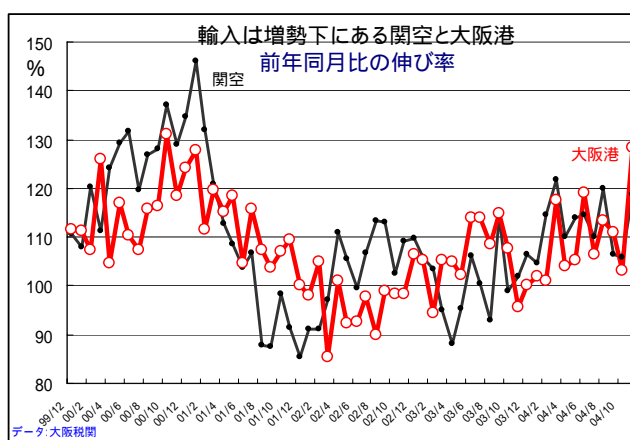
化、国有試験研究施設の使用手続き迅速化、国有施設の廉価使用などだ。これらはバイオ特区に共通した緩和内容で、必ずしもバイオ産業集積のための決め手ではない。

規制緩和の要求内容から推察すれば、この産業を集積する上では、高度な施設と、それを使いこなす専門的人材が重要であることが分かる。長期的な視野では、特定産業を想定した専門家の組織的育成が欠かせない。

2003年に認定されたこの特区が掲げた目標は3年目5社、5年目20社のバイオベンチャー設立だった。バイオインダストリー協会の調査では、2004年に大阪府で増加したバイオベンチャー数は2社だった。

## 即効性がなくても底固い経済

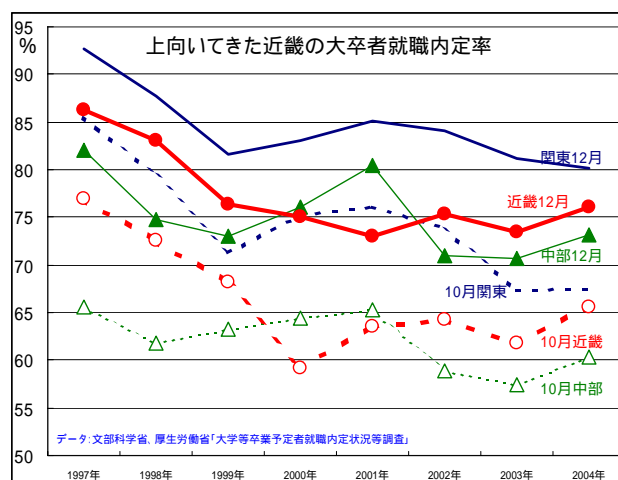
大阪は経済規模の割には特区提案が少ない。即効性がある提案でも、同様な取組みが他でも行なわれているために、その効果が減殺されてしまい、特徴を出せずにいる。



それでも、関空からの輸出は04年11月までで32ヵ月、輸入は13ヵ月連続増加になっている。大阪港でも輸出、輸入の双方が12ヵ月連続の増加となっている。施策以上に景気回復力が強くなっていると言える。近畿圏全体で見れば、04年11月の輸入は8,653億円となり、27.3%増加して過去最高となったことからこのことが窺える。

## 新卒採用では、近畿圏の内定率が高まっている

今年の3月に卒業する大学生の就職内定率は、近畿圏での改善幅が大きい。12月1



日現在の調査(文部科学・厚生労働省合同調査1月12日発表)では、過去最低を記録した昨年を上回る改善だった。

ただ、地域差と学校差は大きい。北海道・東北と関東では、なおも低下している一方で、西日本は総じて改善している。これは10月1日時点調査と同傾向だ。

12月1日時点での内定率は国公立の男子がここ8年で最低水準(75.3%)へと低下した一方、国公立女子(79.8%)は最高水準へ上昇した。近畿地区の国公立大女子学生にとっては、相対的に有利な就職環境となっている。企業は、人材の選別で専門的能力の評価へ比重を移しつつある可能性がある。採用現場からは「就職意識の低下」も指摘されており、「良い人材が採用できた」とする企業の比率が4.2ポイント低下した(日本経団連『2004年度新卒者採用に関するアンケート調査結果』1月20日発表)。採用側は、専門性を持った職業人教育の高度化を求めているのかも知れない。(神保)

本資料は、参考情報の提供を目的としたものです。いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。記載内容は、1月21日までに公表された資料に基づいて作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。主張や結論は、作成時点での執筆者の判断によるもので、資料発行/配布機関の公式見解を表明するものではありません。見解は、その後の状況に応じて予告なく変更されます。より詳細なデータ、記載内容に対するお問い合わせは、池田銀行東京事務所 03-3284-1253 / 神保 敬明、もしくは jimbow@ikedabank.co.jp までお願いします。